

〔事案 28-11〕 入院給付金支払等請求

・平成 29 年 1 月 31 日 裁定終了

＜事案の概要＞

統合失調症で入院したため、入院給付金の支払いを請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、入院給付金も不支払いになったことから、これを不服として、告知義務違反による解除の取消しおよび入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 25 年 4 月に契約した医療終身保険について、以下の理由により、①告知義務違反による解除を取り消して入院給付金を支払うか、②既払込保険料を返還してほしい。

- (1)告知時に募集人から、「軽い病気なら書かなくてもよい」「治っているなら書かなくてよい」と言われた。
- (2)平成 25 年 3 月の診察時に、「ストレスをかかえているようだね」と言われたものの、医師から病名を告げられておらず、薬ももらっておらず、病気の認識がなかった。
- (3)申込みの前日に病院に行った事実を、募集人に少なくとも一度は告げている。
- (4)告知に際して募集人から、「軽い病気でもしっかりと書いてください」などと念押しがあれば正確に書いていた。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に「告知書に記載のある風邪などの軽微なものについては、告知は不要」と告げたと思われるが、これは告知サポート資料の内容を説明したに過ぎない。
- (2)平成 25 年 3 月の受診において、医師は「ストレス反応・神経症」という診断名を申立人に説明しており、申立人も病院が精神科専門クリニックであるという認識のうえで受診した。
- (3)募集人が、申立人が同日に病院に行ったことについて、申立人から聞いたことはない。
- (4)募集人は、告知に際して申立人に十分な説明を行っている。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不十分な点があったかどうかなど契約申込み当時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。また、医療記録にもとづく第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知書記入時における募集人の対応に不適切な点があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。